2019年（令和元年）7月17日（水曜日）
The Daily

これで納得　税務相談

佐藤敦
～フェアコンサルティング・インドネシア代表～

機械、設備に係る税務の留意点

機械設備を購入した時の会計処理としては、購入したその年に一括費用計上するのではなく、毎年定額または定率で費用配分計上するというルールがあります。そのような会計処理を減価償却（Depreciation）と言いますが、なぜそのようなことをするかと言えば、機械設備は高額であり、購入した年に一括計上すると赤字になったりして財務諸表が歪められ、正しい業績が掴めなくなること、および機械設備は長い期間にわたって使用するため、その期間（耐用年数）にわたって費用配分すべきとの考えによるものです。償却金額には、海上輸送費、保険料、据え付け費用なども含まれます。

■減価償却の分類

何年にわたって費用配分計上するかは、会計上は会計原則に従って決定するのですが、税務上は機械の種類によって法令（財務大臣規程No. 96/PMK. 03/2009）で決められています。インドネシア所得税法11条で機械設備は耐用年数により四つに分類され、耐用年数（4～20年）に応じて定額法と定率法の償却率が規定されています。日本では10万円以下のものは減価償却しなくて良いとの規定がありますが、インドネシアでは金額規定がなく、支出効果が1年を超えるものが償却対象であるとしています。また日本では備忘価格というものがありますが、インドネシアでは残存価額がゼロになるまで償却することができます。そうすると償却期間が過ぎた機械は帳簿から消えてしまいますので、別途固定資産の管理が必要となります。

■税務調査時のトラブル

税務調査時において、機械設備の分類について指摘を受けます。

従って機械設備を購入する時は、パンフレットや仕様書を細かくチェックして、どの分類になるのか十分に確認しておく必要があります。分類が分からない時は、税務署に問い合わせて確認することもできます。中古機械を輸入する場合は事前に工業大臣の推薦状取得が必要となりますが、評価認定機関に評価してもらうのが普通です。

■機械設備の再評価

機械設備を修理、改修、改善した場合は、機械設備の価額を再評価することができます。再評価による評価益に対しては法令（No. PMK.191/2015）により10％のファイナルタックスが課せられます。評価は政府より認定された鑑定士により行われなければなりません。また再評価を行った機械設備は第3、4分類のものについては10年間転売ができません。

追徴を受けるケースがあります。特に第2分類から第3分類への更生が求められるケースが多いようです。第2分類から第3分類へ変更となると償却額の費用が減少し、その分収益が増加し、税金が増加して追徴を受けることになります。16年後にはその差額は解消されるのですが（税務上、一時差異といいます）、税務署は目先の税金を増やそうとそのような指摘をしますので、具体的事例における不明点がありましたらお尋ねください。

×　×

「これで納得　税務相談」は原則、毎月第3水曜に掲載します。

さとう・あつし　フェアコンサルティング・インドネシア代表。旧東京銀行でマレーシア駐在、石油開発会社出向、インド拠点長、一部上場自動車部品会社にてインド、タイ駐在。アジア勤務歴通算24年の豊富な経験を活かし、コンサルティング業務を行っている。

※インドネシアの税務は必ずしも法令に規定されたとおりに運用されないことがあります。

有形固定資産の減価償却分類　財務大臣規程 No. 96/PMK.03/2009

分類	償却法	業種	有形固定資産
第1分類	耐用年数4年 定額法25% 定率法50%	全般	木製家具（テーブル、椅子、食器棚など）、木製工具、オフィス機器（計算機、複写機、プリンター、コンピューターなど）、テレビ、オートバイ、自転車、キッチン用品、金型、治具、通信機器
		農業	シャベル、レーキ（熊手）
		飲料・食料	皮むき器、乾燥機、荷運び台車
		運輸	公共輸送サービスのタクシー、バス、トラック
		半導体	フラッシュメモリー試験機、両極試験機、筆記機械
		情報通信	ベース基地制御機
第2分類	耐用年数8年 定額法12.5% 定率法25%	全般	金属家具（エアアコン、扇風機）、自動車、バス、トラック、コンテナ
		工業	切削機、成形機、塗装機、金型検査機、自動操縦機、ハンドマーカー、メモリーテスト機
		農業	トラクター、耕作機、種まき機、飼育機
		飲料・食料	食品加工機、穀物加工機、ボトル飲料製造機
		機械	小型機械（ミシン、水ポンプなど）
		建設	ダンプ、クレーン、ブルドーザー
		運輸・倉庫	トラック、プラットフォーム、輸送ボート、タンク船、100DWT未満の漁船、250DWT未満の観光船
第3分類	耐用年数16年 定額法6.25% 定率法12.5%	化学	化学品製造機械、その他工業製品機械（プラスチック、ゴムなど）
		エンジン	中重量エンジン製造機械
		繊維	紡績、織布加工機械、染色機械、プリント機械
		運輸	100～1000DWTの船舶、フロート・ドッグ、250DWT以上の観光船、飛行機、ヘリコプター
第4分類	耐用年数20年 定額法5.0% 定率法10.0%	建設	建設用重機
		運輸・倉庫	電車、機関車、1000DWT以上の船舶、大型フロートドッグ